

令和3年度ジュニア育成地域推進事業
地区体育協会等事業実施要項（案）

3 都体協振第 号決定
令和3年4月1日施行

1 趣旨・目的

この要項は、公益財団法人東京都体育協会が東京都と締結した協定に基づき、地域におけるジュニアスポーツのすそ野を広げることを目的とする「令和3年度ジュニア育成地域推進事業」の実施に必要な事項を定める。

2 主催者及び主管者

(1) 主催者

この事業は、東京都（以下「都」という。）、公益財団法人東京都体育協会（以下「都体協」という。）、都体協加盟地区体育協会等（以下「地区体協」という。）を主催者とし実施する。また、個々の事業の実施にあたり必要と認められる団体を主催者に加え実施することができる。

(2) 主管者

地区体協において実地に事業を実施する団体等を主管者とする。

3 実施期間

令和3年4月1日から令和4年2月28日まで

ただし、都体協が認めた場合は令和3年3月31日まで実施期間を延長することができる。

4 事業内容

(1) ジュニア層を対象とした競技事業

- ア ジュニアスポーツ教室
- イ ジュニアスポーツ大会
- ウ ジュニア強化練習
- エ ジュニアスポーツ指導者の養成研修

(2) ネットワークの構築・活用事業

- ア 連絡協議会
- イ 指導者連絡会
- ウ 種目間交流
- エ 保護者等啓発

(3) 上記(1)、(2)以外で東京都及び都体協が特別に認めたもの

5 対象競技

対象競技は、別記1の国体正式競技、国体公開競技・国体特別競技、オリンピック競技4競技を中心とする。

なお、国体正式競技、国体公開競技・国体特別競技は隔年実施競技を含み、オリンピック競技

は東京2020オリンピック競技大会による。

6 事業対象者

事業の対象者は、ジュニア（小学生以下（未就学児を含む。）、中学生、高校生）、その保護者、指導者及び地区のスポーツ関係者とする。

7 経費

(1) この事業は、都の分担金（以下「分担金」という。）の支出を受けた都体協が(2)により分担金を地区体協に交付し実施する。なお、個々の事業の実施に必要と認められる他の財源を充てることを妨げない。

(2) 地区体協への分担金は、1地区体協あたり基本額250万円に加算額を合わせた額を基準に過去の執行状況を勘案した分担金申請上限額を都体協から地区体協に別途通知する。都体協は、各地区体協から提出された分担金申請総額が予算額に満たない場合は、地区体協から分担金残額の再配分の申請（以下「特別申請」という。）を受付け、分担金申請上限額を超えて再配分することができる。

また、地区体協は分担金申請上限額に30万円の範囲内で事務費を含めることができる。

(3) 分担金を交付する内容は、4(1)、(2)、(3)のとおりとする。

8 分担金申請書等の提出

(1) 地区体協は、分担金申請書、分担金の特別申請書、事業実施計画書及び収支予算書等を作成し、都体協の指定する期日までに提出する。

(2) 地区体協は、事業実施計画書及び収支予算書の作成にあたり、事業の目的、趣旨に添い適切に立案するとともに、収支予算については、別記2「単価基準」に基づき、作成しなければならない。

9 事業の決定及び分担金の交付決定

(1) 都体協は、前項により提出された分担金申請書等についてヒアリングを行うとともに、内容を精査し、この要項の定めに合致すると認められる事業を決定のうえ、地区体協に対して分担金の交付決定を行う。

(2) 分担金の交付決定に際し、千円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

10 分担金の概算払

都体協は、前項により決定された分担金について、交付決定額を概算払いする。

11 承認事項

交付決定を受けた地区体協は、次のいずれかに該当する場合は、あらかじめ都体協の承認を受けなければならない。ただし、次のア及びイに掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

- ア 対象事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- イ 対象事業の内容を変更しようとするとき。
- ウ 対象事業を中止しようとするとき。

12 事故報告

地区体協は、不測の事態が生じた場合には、速やかにその理由及び状況を都体協に書面により報告しなければならない。

13 交付決定の取消し

(1) 都体協は、この交付の決定の後において、次の場合には、この交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はこの決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

ア 地区体協が次のいずれかに該当した場合

(ア) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(イ) 他の用途に使用したとき。

(ウ) その他この交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

イ 天災地変その他交付決定後に生じた事情の変更により事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) (1)アの場合、15の規定により交付すべき額の確定があった後においても適用する。

(3) (1)イの場合、対象事業のうち既に実施した部分については、この限りでない。

14 事業実施報告書等の提出

(1) 地区体協は、事業終了後速やかに事業実施報告書及び収支決算書等を都体協に提出する。

(2) 地区体協は、事業実施報告書の提出にあたって、18(4)に定めるもののほか、プログラム、参加者名簿、記録写真など、事業内容が分かる資料を添付するものとする。

15 分担金の額の確定及び精算

(1) 都体協は事業実施報告書等を精査し、事業及び会計処理が適正に実施され、この交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものと認めたときは、適正と認めた経費等に基づき、額の確定を行い、地区体協に通知する。

(2) 地区体協は、額の確定額が概算払額を下回る場合は、その差額を都体協に返還しなければならない。

16 交付決定取消に伴う分担金の返還

地区体協等は、13の規定によりこの交付の決定を取り消された場合において、既にその額を超えて交付されているときは、都体協がその都度定める期限内にこれを返還するものとする。

17 違約加算金及び延滞金

(1) 都体協が13(1)ア(ア)の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、地区体協に返

還を命じた場合においては、地区体協はその命令に係る分担金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該分担金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付する。

(2) 都体協が13の規定によりこの交付の決定の全部又は一部を取消し、地区体協に返還を命じた場合で、地区体協がこれを期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

(3) 地区体協は、17(1)の違約加算金を期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付しなければならない。

18 主催者名、主管者名、事業名称等の取扱い

(1) 原則として、この事業の実施会場には、主催者、主管者、事業の名称、(2)の副題を明示した掲示物を設置しなければならない。

(2) 原則として、この事業の実施にあたっては、事業の名称の外「ジュニア育成地域推進事業」を副題として用いるものとする。

(3) 原則として、この事業の実施にあたり用いる、広報、参加者募集、要項、実施次第等の印刷物等には、主催者、主管者、事業の名称、(2)の副題を明示するものとする。

(4) (3)の印刷物及び、(1)の掲示物と実施状況を撮影した写真を、実施報告書に添付しなければならない。

19 事務処理の基本的事項

(1) 地区体協等は、本事業に係る事務処理について、「令和3年度ジュニア育成地域推進事業（地区体育協会等事業）事務の手引き」に基づいて行うこと。

(2) 地区体協は、本事業に係る収入及び支出については、各地区体協の定めるところにより、予算に計上する。また、事業の内容を明らかにした帳簿を備え、支出を証明する書類を整備するとともに他の経費と区別して会計管理しなければならない。

(3) 都体協及び地区体協は、本事業に関する書類を当該事業が完了した日の属する会計年度の翌年度の始めから起算して5年間保存する。

(4) 都体協は、地区体協に対象事業の遂行状況に関する報告書等の提出や実地調査等の対応を依頼することができる。

20 個人情報の取扱い

(1) 主催者及び主管者は、業務により取得した個人情報を、各々が保有する個人情報とする。

(2) 主催者及び主管者は、各々が保有する個人情報を、相互に共同して利用する。この際、共同

して利用する個人情報の項目、共同利用する旨、共同利用の目的、及び当該個人情報の管理について責任を有する者について、あらかじめ当該個人情報の本人が知ることができるよう措置する。

- (3) 主催者及び管理者は、各々が保有する個人情報及び前項の規定により共同して利用する個人情報の取扱いについて、関連法令等を遵守し、適正に管理を行う。
- (4) 主催者及び管理者の故意・過失により事故が生じた場合は、各々の責任と費用負担によりこれを解決する。
- (5) 主催者及び管理者の一が、他の主催者及び管理者の保有する個人情報の取扱いについて、第三者に委託を行う場合は、当該委託を受ける者及びその者における委託した個人情報の取扱いに係る管理状況について、当該主催者及び管理者に文書で報告する。
- (6) 主催者及び管理者は、事業に係る業務が終了したときは、各々が保有する個人情報について、法令等にあらかじめ定められた保存年限に従い保管した後、適正に破棄する。

附属様式等

別記1(5関係) 事業対象競技

別記2(8(2)関係) 単価基準

別紙様式

<分担金申請関係>

第1号様式 分担金申請書

第2号様式 申請事業総括表

第3号様式 事業実施計画書

第4号様式 収支予算書

<分担金の特別申請関係>

第5号様式 分担金の特別申請書

第6号様式 分担金の特別申請事業総括表

第7号様式 事業実施計画書(特別申請用)

第8号様式 収支予算書(特別申請用)

<実施報告関係>

第9号様式 地区体育協会等事業実施報告書

第10号様式 収支決算書(総括表)

第11号様式 事業実施報告書(事業別)

第12号様式 収支決算書(事業別)

第13号様式 領収書貼付用紙

第14号様式 指導者等大会参加歴報告書

<オンライン関係>

第15号様式 事業実施計画書

第16号様式 収支予算書